

求職者支援訓練を実施するための必要な要件

- ① 過去 3 年以内に実施した同期間、同時間程度の訓練実績(※1)
- ② 訓練責任者(※2)、就職支援責任者、キャリアコンサルティング担当者(※3)、苦情処理者(※4)、事務担当者の配置
- ③ 訓練を実施するのに十分な広さがある教室(1 人あたり 1.65 m²以上)
- ④ その他施設設備(鍵のかかる事務室又は書庫・男女別のトイレ・教室及び実習室は全面禁煙等)
- ⑤ 申請する日時点において「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修(※5)」等を受講した方が在籍していること
- ⑥ 災害補償制度への加入

※1： 自社社員向けの研修では実績として認められません。また、当該実績の訓練期間及び訓練時間が、申請しようとする職業訓練の7割以上であることが条件です。

※2： 他の訓練実施施設と責任者を兼任することは不可（通信の方法によるコースのうち、通所を伴わないコースのみを行う施設においては、同じく通信の方法によるコースのうち、通所を伴わないコースのみを行う訓練実施施設との責任者の兼務が可）。雇用保険被保険者資格取得等確認通知書もしくは労働条件通知書等の直接雇用していることが分かる書類の写しを添付してください。役員の方も担当できます。

※3： 能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントまたはキャリアコンサルティング技能士（1級または2級）、または能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有するもの（キャリアコンサルティング担当者は申請時点で資格を保有している必要があります。）

※4： 講師または助手の兼任は不可。雇用保険被保険者資格取得等確認通知書もしくは労働条件通知書等の直接雇用していることが分かる書類の写しを添付してください。役員の方も担当できます。

※5： 令和6年度からの研修は厚生労働省からJAMOTE 認証サービス株式会社に委託され、eラーニング形式によって実施されています。研修の申込方法の詳細は <https://www.jamotec.co.jp/information/39.html> をご覧ください。